

ピックアップ 市政情報

**防犯カメラの
設置費用を補助します**

地域団体の自主的な防犯活動の支援および安全・安心を実感できるまちづくりを実現するため、防犯カメラを設置する地域団体に対して補助金を交付しています。



補助対象団体

町内会、自治会、商店会

補助金の額

補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度
※千円未満は切り捨て

補助対象経費

- ・防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用および設置工事費用
- ・防犯カメラの設置を示す看板設置費用

主な要件

① 防犯カメラの設置について、「一本松市防犯カメラ設置事業管理運用要綱および二本松市防犯カメラ設置補助金交付要綱」を遵守し、防犯カメラの設置および運用に係る管理運用規程を策定すること

② 防犯カメラ撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること

③ 防犯カメラ設置後は、適切に維持管理すること

④ 防犯カメラ設置後5年間は、撤去、移設をしないこと。

その他

申請を希望される団体の方は、事前に左記までご相談ください。

◎問い合わせ…

生活環境課市民生活係

☎(55)5102

**来年度小学校に入学する
お子さんのいるご家庭へ**

来年度、小学校に入学予定のお子さんは、平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた皆さんです。対象となるお子さんのいるご家庭には、9月中旬から下

旬にかけて就学时健康診断実施通知書を送付しますので、ご確認ください。



次の方は、左記までお問い合わせください。

- ・来年度子どもが入学予定だが、通知書がお手元に届かない方
- ・本市へ避難されているお子さんで、来年度、本市の学校へ入学を希望される方

◎問い合わせ…

学校教育課管理係

☎(55)5151

**保育料助成事業を
実施します**

子育て世帯の経済的負担を軽減する目的で、保育料助成事業を実施しています。次の施設を利用しているお子さんの保護者の方も対象となりますので、施設から案内を受け取られていない方はご連絡ください。

対象施設

- ・市外の認可外保育所
- ・市外の私立幼稚園

対象児童

市内に住所のある児童

助成方法

利用している施設を通して助成します。



※対象者および助成内容は下表のとおりです。

※対象となる方は、左記までご連絡ください。

※市内の保育所、認定こども園、幼稚園を利用されている方には、すでに案内を送付していますが、不明な点については左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…

子育て支援課保育所幼稚園係

☎(55)5112

	対象者		助成内容 (助成上限額)
	市民税所得割額	児童数等	
認可外保育所	48,600円未満世帯	の児童	3歳以上児…月額13,200円 3歳未満児…月額15,600円
	57,700円未満世帯	第2子以降の児童	
	57,700円以上世帯	未就学児のみを数えて第2子以降にあたる児童	月額5,000円を上限に助成
		上記以外の児童	
私立幼稚園	非課税世帯の児童		年額70,800円
	77,100円未満世帯	第2子以降の児童	
	77,100円以上世帯	小学3年生以下の子どものみを数えて第2子以降にあたる児童	

**除染事業は今年度で終了
する見込みです
まだお済みでない方は、
早めに申請してください**

一般住宅のフォロワーアップ除染、住宅以外の建物・空き地等の除染を実施しています。除染は、物件の所有者等の申請(同意書の提出)に基づいて実施しますので、次に該当される方は、同意書をご提出ください。

なお、除染事業は今年度で終了する見込みですので、早めの申請をお願いします。

■一般住宅

フォロワーアップ除染

「一般住宅除染の未実施世帯」を対象とした除染

これまでに一度通知を送付し、希望しないと回答のあった世帯および同意書が未返信であった世帯で、その後の状況の変化等により除染を希望される場合は、既に送付している通知書の内容をご確認いただき、必要事項を記入して速やかに返信してください。同意書を紛失した場合は下記へご相談ください。

住宅と同一敷地内の倉庫、蔵、納屋等の付属屋周囲敷地の除染

住宅周囲の除染は完了していても、これらの付属屋等の周囲敷地の除染が未実施であった場合、補完的な除染を実施します。該当する場合は下記へご相談ください。

なお、住宅除染で一度除染した敷地、および住宅敷地と離れている付属屋等(飛び地、段差の大きな敷地など)で範囲外とした敷地は、対象外となります。

※除染除去土壌等は、各行政区等で仮置場が確保されていけば仮置場に搬送し、仮置場がない場合は敷地内保管となります。

■建物等除染

一般住宅以外の建物(店舗、工場、神社、別荘、空き家等)の除染

除染内容は一般住宅と同様で、雨樋の清掃、表土除去、高圧洗浄等となります。

※除染除去土壌等は、敷地内保管となります。
※神社等は境内地があり、日

常、祭礼時等参拝者が訪れる神社を想定しています。

■空き地等除染

市街地、住宅密集地等の空き地、広場、駐車場、地元で管理する公園等の除染

除染内容は、表土除去、側溝等の高圧洗浄等です。

なお、生活空間における放射線量の低減を目的としていますので、住宅地周辺および住宅に近接していない土地は対象外となります。

※除染除去土壌等は、敷地内保管となります。

■申請等

申請は、市役所除染推進課、各支所地域振興課、各住民センターで受け付けます。また、同意書の郵送を希望される方は、左記へお申し出ください。

◎問い合わせ:

除染推進課除染係
☎(22)1581

農地利用計画変更申し出の受け付け

農地に住宅や駐車場、工場や資材置場、農業用施設等を建設する場合、農地利用計画の変更手続きが必要となります。

市では変更の申し出(除外、編入、用途区分の変更)を受け付けています。

申出締切

9月20日(火)

注意事項

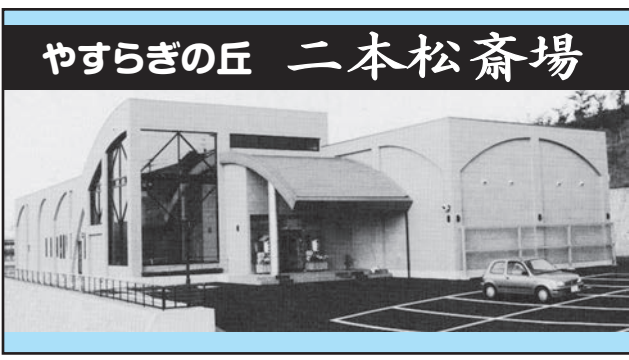
変更を希望する農振農用地は法律要件(農振法第13条第2項)の全てを満たす土地で、農地転用許可、開発許可および建築確認が得られる場合に限り、変更申し出をされても全てが許可されるとは限りません。

農地転用を予定される方は、事業計画の早い段階でご相談ください。

※提出書類等変更申し出の詳細については、広報にほんまつ4月号6ページをご覧ください。

◎問い合わせ:

農政課総合農政係
☎(55)5116



やすらぎの丘 二本松斎場

全日本葬祭業協同組合連合会加盟
丸又ふれあい会 会員募集中
葬儀のすべてのご相談・ご用命は
丸又葬儀社
有限会社
本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5
0120-03-5598
フリーダイヤル

給付金の申請を忘れずに行いましょう！

申請を行わないと受給できませんので ご注意ください

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う影響を緩和するため、また賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するため、国は臨時福祉給付金と障害・遺族年金受給者向け給付金を支給します。

- 申請方法等** 対象となる可能性のある方へは、8月下旬から順次申請書を郵送しますので、直接窓口へ申請するか、返信用封筒で郵送してください。
- 申請先** 市役所「臨時福祉給付金等事業」窓口(市役所3階302会議室)
- 申請期間** 9月1日(木)～12月1日(木)
※土、日、祝日を除く ※申請期間のみの受け付け
- 受付時間** 8:30～17:15
- その他** 申請期間など、各市区町村により異なります。二本松市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるなどしてください。

臨時福祉給付金

支給額 対象者一人につき**3,000円**

対象者 平成28年1月1日の基準日時点で住民票が二本松市にあり、所得が少なく今年度分の市民税が課税されていない方

※課税されている方や、課税者の扶養親族になっている方、生活保護の受給者である方は支給対象になりません。

※高齢者向け給付金(3万円)を受給された方も対象となります。

障害・遺族年金 受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

支給額 対象者一人につき**30,000円**

対象者 今年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している方

※臨時福祉給付金と同様、住民税が課税されている方や、課税者の扶養親族になっている方、生活保護の受給者である方は支給対象になりません。

※高齢者向け給付金(3万円)を受給された方は、対象なりません。

住民税が課税されない収入の目安(非課税限度額)

二本松市の場合、左表のとおりとなります。

扶養人数	年金収入のみの場合		給与収入のみの場合
	65歳未満	65歳以上	
0人	980,000円以下	1,480,000円以下	930,000円以下
1人	1,470,667円以下	1,928,000円以下	1,378,000円以下
2人	1,844,001円以下	2,208,000円以下	1,683,999円以下
3人	2,217,334円以下	2,488,000円以下	2,099,999円以下

「振り込め詐欺」や「個人情報」の搾取にご注意ください

不審な電話や郵便があった場合、迷わず市役所や最寄りの警察署にご連絡ください。

◎問い合わせ:

市役所「臨時福祉給付金」窓口

☎(22)5166

厚生労働省給付金専用ダイヤル

☎0570(037)192

家族を介護されている方
同士で交流&リフレッシュ

ご家庭で高齢者等の介護に従事されている方を対象に「家族介護者交流会」を開催します。介護者同士の交流を通して、長期介護による心身の疲労を癒し、気分を新たに介護に取り組めるようリフレッシュしていただくための事業です。

期 日 11月2日(水)

場 所 相馬市方面

※宿でゆったりお風呂に入りがら休息してもらいます。

定 員 38人(先着順)

参加対象者 住宅で高齢者・障がい者等を常時介護して、

バスの乗降に支障ない方

参加費 1,000円(昼食代)

◎問い合わせ・申し込み:

各在宅介護支援センター

・二本松中央 ☎(23)3600

・あだたら荘 ☎(22)2500

・研記念 ☎(22)6585

・二本松病院 ☎(22)6516

・安達 ☎(23)8262

・岩代 ☎(55)3455

・東和 ☎(47)3301

または福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

環境衛生

9月20日から26日は

動物愛護週間です

犬・猫が迷子になったら：

逃げた犬・猫を探している飼い主の方、犬・猫を保護している方は、保健福祉事務所か警察署、または市役所へ連絡してください。

県北保健福祉事務所

☎024(534)4305

二本松警察署

☎(23)1212

鑑札・注射済票



犬の飼い主の方は、登録の際に配布された鑑札、狂犬病予防注射の際に配布された注射済票を犬の首輪等に付けておいてください。

これらの番号により、万一迷子になってしまった場合でも飼い主が見つかります。

狂犬病予防注射

生後91日以上の犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき市に犬を登録してください。

狂犬病は、人を含む全ての哺乳類が感染します。この病

気は、中国や韓国などの隣国でも発生しており、発症すると効果的な治療はなく、ほぼ100%の確率で死亡します。飼い主と愛犬を守るため、必ず毎年の狂犬病予防注射を受けさせてください。

マナーを守って飼いましよう

近年、犬の無駄ぼえの苦情が多くなっています。無駄ぼえの原因を取り除き根気よくしつけることが大切です。ご近所の迷惑にならないようにしましょう。

また散歩中にふんをさせたときは、必ず家に持ち帰って処理してください。

子犬・子猫が生まれたとき、すぐに新しい飼い主が見つかるとは限りません。飼うことができない犬・猫を増やさな

いたために、オス・メスともに不妊手術が重要です。

9月は

不法投棄防止強調月間

市では、不法投棄の禁止を呼び掛けています。しかし道

路脇や待避所などに、空き缶

やビニール袋に入ったごみなどのポイ捨てが多く見られるほか、林道の法面などには、家電製品やタイヤ、車両部品など大量のごみが捨てられています。

これらは全て「不法投棄」です。一人一人が、不法投棄は犯罪であるという認識を持ち、「不法投棄をしない、させない」との意識を持ちましょう。

不法投棄は「犯罪」です！
市では、市民の方などから通報があった不法投棄ごみの調査をし、状況に応じて警察と連携しながら投棄者を捜索しています。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人等)あつては3億円以下の罰金)となります。



◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

二本松を元気に！ 市長の新野です。

最近の活動を
写真でお伝えします



8月2日
2016よい仕事おこしフェア

都内で開催されたよい仕事おこしフェア。福島のものづくりの技術力や食文化、観光など幅広い魅力をアピールすることができました。🌟



7月26日
福島県知事との意見交換会

内堀福島県知事と、里山除染や周産期医療、観光広域連携などさまざまな分野での意見交換をさせていただきました。🌟

7月20日
全国スポーツ大会等出場選手
手激励金交付式

全国スポーツ大会等出場選手43人と4団体へ激励金を交付しました。全国の舞台での活躍を期待しています。🌟

